

議 案

令和4年1月14日

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会

議案第 1 号

第 5 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（案）について

法第 7 条の 2 の規定による第二種特定鳥獣管理計画の策定

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（案）の策定について

1 目的

ニホンジカによる農林業被害及び生態系被害の軽減

2 内容

資料「第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（案）」のとおり

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 管理が行われるべき区域

千葉市 市原市 大網白里市 茂原市 長柄町 長南町 睦沢町 長生村
白子町 一宮町 勝浦市 いすみ市 大多喜町 御宿町 館山市 鴨川市
南房総市 鋸南町 木更津市 君津市 富津市 袖ヶ浦市

5 理由

ニホンジカ被害に対応するため、平成28年度に第4次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を策定したが、計画期間が令和4年3月31日で終了することから、資料のとおり第5次計画を策定することとしたい。